

整理番号	経-条申-19
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分課(担当)名	(公財)大阪武道振興協会(指定管理者)
処分の名称	大阪市立修道館の利用料金の減免
概要	大阪市立修道館条例(昭和37年12月26日大阪市条例第40号)に記載されている修道館を使用する場合において、特別の事由があると認めるときは利用料金が減免される場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立修道館条例(昭和37年12月26日大阪市条例第40号)第10条第5項 (URL: http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	公益上の必要その他特別の事由があると市長が認める場合
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	修道館事務所
提出時期	当日
提出方法	修道館事務所において、申請書を提出していただきます。
手数料	修道館事務所へお問い合わせください。
相談窓口	修道館事務所
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/
備考	